

特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会
福祉サービス第三者評価事業評価機関評価手順に関する規程

(契約の締結)

第1条 特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会福祉サービス第三者評価事業評価機関(以下「本会」という。)は、福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 本会は、事前に事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及び保護者への説明会も実施するものとする。

(事前調査(自己評価))

第3条 本会は、事前に事業所のプロフィール、各種マニュアル類、事業計画書等基礎的書類を提出していただき、その内容について事前点検を行う。また、事前に福祉サービス評価基準に基づき福祉施設(福祉サービス)の運営者及び職員それぞれに自己評価を実施していただき、それについても十分な検討(分析)を行うものとする。

(利用者調査)

第4条 本会は、福祉サービス利用者調査表に基づき、利用者本人や保護者への利用者調査を行うものとする。事業所ごとの調査方法等については、別に定めるものとする。

(訪問調査)

第5条 本会は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上(宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。))第3条に規定する評価調査者)による訪問調査を実施するものとする。また、訪問調査の手順は別に定めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 本会は、事前調査、利用者調査にかかる調査表については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような回収方法を用いることとする。

(評価結果表(報告書)の作成)

第7条 本会は、評価結果表(報告書)を作成し、事業所に提出するものとする。評価結果については、事業所と調整、確認を行うものとする。宮城県福祉サービス第三者評価推進機構(以下「推進機構」という。)へは、事業所との調整、確認を行ったのち、認証要綱第10条の規定に基づき報告するものとする。

2 評価結果表(報告書)は、推進機構が定める様式を用いるものとする。

(福祉サービス事業所との合意)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について事業所との合意により、定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年8月15日から施行する。